

～ 障害基礎年金の手続きについて ～

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金のうち、障害基礎年金を受給するために、町田市役所が窓口になって手続きをする方のためのご案内です。

【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額
年金額（令和8年度） 障害基礎年金1級 年額 1,059,125円（月額 88,260円）
【1,056,125円（月額 88,010円）】
障害基礎年金2級 年額 847,300円（月額 70,608円）
【844,900円（月額 70,408円）】

1 初診日を確認しましょう

手続きする上で一番重要なのは、「初診日がいつか?」ということです。「初診日」は、障害基礎年金を請求する病気やけがと因果関係がある症状で初めて医療機関に行った日が「初診日」となります。

「初診日」の例：障害基礎年金を請求する病名「うつ病」の場合：うつ病の診断がされる前に、不眠症や神経症の症状で、心療内科に通われていた時は、うつ病と診断された時が「初診日」になるのではなく、不眠症や神経症の症状で初めて医療機関を受診した日が「初診日」となります。

「初診日」を、通っていた病院への問い合わせやお薬手帳の記載等で確認してください。この「初診日がいつか?」が分からないと、手続きが進められません。

ただし、生まれつきのご病気：精神発達遅滞（知的障がい）の場合は、「初診日」の確認は必要ありません。

2 相談先を確認しましょう

「初診日に加入していた年金制度」によって相談先が異なります。相談先は次のとおりです。

初診日を調べたうえで、年金手帳またはマイナンバー（通知）カードをお持ちになり、各窓口にご相談ください。

「初診日」時に加入の年金制度		請求手続きの窓口
厚生年金（サラリーマン等）		八王子年金事務所（☎042-626-3511） または街角の年金相談センター町田
共済組合（公務員等）		各共済組合
国民年金	第3号被保険者（サラリーマン等の配偶者）	八王子年金事務所（☎042-626-3511） または街角の年金相談センター町田
	第1号被保険者（自営業・学生・フリーター等） 任意加入被保険者	町田市役所 保険年金課国民年金係
20歳前	20歳前（厚生年金保険加入中を除く）	1階105番窓口（☎042-724-2127）

※60歳から65歳までの間に初診日がある方（厚生年金保険加入中を除く）は、原則、町田市役所国民年金係へお越しください。場合によっては、街角の年金相談センター町田をご案内する場合があります。

3

窓口へ相談へ行きましょう

保険年金課国民年金係（電話：042-724-2127）へご相談いただく場合のご案内です。

ご本人又はご家族の方がご相談ください。同じ世帯でない第三者の方がご相談される場合は、委任状をお持ちください。

【障害年金で市役所にご相談に来る時のお願い】

相談にはお時間がかかりますので、なるべく、9時から16時までの間にご来庁ください。

初めて、障害年金のご相談に来る場合は、次の【持ち物】と【ご相談の時期】をお読みの上、市役所にお越しください。

【持ち物】 窓口に来る方の身分証明書と、「初診日」がいつかが書かれたメモなど

【ご相談の時期】

- ・ 20歳前に「初診日」がある方は、原則20歳のお誕生日の3か月前頃からご相談可能です。
- ・ 20歳を過ぎてから「初診日」がある方は、「初診日」から1年半が経過する3か月前頃からご相談可能です。
なお、病状が固定している場合は1年半を待たずに請求できる場合もあります。
(症状固定の例：足を切断した、人工透析を開始して3ヶ月経過した、など)。

※いずれの場合も初診日が65歳を過ぎると請求はできません。

4

納付要件を確認しましょう

「初診日」に基づき、窓口担当者が納付要件を確認します。

この納付要件を満たしていないと、障害基礎年金の請求をしても、受給することはできません。

(参考)

納付要件：「初診日」の前日に、初診日の月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと。

または、「初診日」の前日に、初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間や保険料免除・猶予期間、学生納付特例期間が、3分の2以上あること。

なお、20歳前に初診日がある場合は、納付要件は必要ありません。

5

必要書類を確認しましょう

窓口で、初診日や障がいの状態、病歴等を確認し、診断書等の必要な書類をお渡しします。

その案内に基づいて、医療機関を受診したり、申立書を記載したりしてください。

個人個人の障害の状態等により、必要な書類が異なっておりますので、窓口でご確認ください。

【必要な書類等の例】

- ・ **現在の診断書（必ず必要な書類）**
- ・ **発病から現在までの「病歴・就労状況等申立書」（必ず必要な書類）**
- ・ **請求者本人の通帳（必ず必要な書類）**
- ・ **マイナンバー（通知）カード、または住民票：世帯全員、続柄、本籍の記載のあるもの（必ず必要な書類）**
- ・ 受診状況等証明書（「初診日」の証明書です）
- ・ 初診日から1年半後の診断書
- ・ 20歳から前後3ヶ月以内の診断書
- ・ 障害者手帳の写し
- ・ 戸籍の附票
- ・ 課税非課税証明書

特に、発病から現在までの「病歴・就労状況等申立書」はご本人やご家族が病歴について申し立てる書類で、発病からの経過を詳しく記入していただくものです。

審査を受けるための大事な書類ですので、できるだけ詳しくご記入ください。

6 医療機関を受診しましょう

窓口で受け取った診断書をお持ちになり、医療機関を受診しましょう。
診断書は自己負担となります。医療機関によって金額が異なりますので、各医療機関にご確認ください。
診断書の他に初診日を証明する受診状況等証明書が必要な場合もあります。

7 窓口で申請しましょう

必要なものがすべてそろったら、申請手続きに保険年金課国民年金係に来庁してください。
請求書などをご記入いただきます。
その際、診断書や申立書の内容を確認させていただき、不備がある場合には、再度医療機関にご相談していただいたり、書類を記入し直していただくこともあります。障害基礎年金を受給できるようにとの思いから、細かい指摘等もありますが、必要な訂正等ですので、ご了承ください。

8 日本年金機構で審査します

保険年金課国民年金係の窓口で受理した請求書類一式は、日本年金機構内の審査機関に送られ、審査されます。
審査にはおおむね4ヶ月かかります。
審査の過程で、書類の不備があった場合には、診断書や申立書等の訂正や追加書類の提出が必要な場合があります。

9 結果通知が届きます

日本年金機構で審査・決定がされると、障害基礎年金を受給できる場合、「年金証書」「年金決定通知書」がご自宅に送られます。これらは、障害基礎年金を受給している間必要となりますので、大切に保管してください。

なお、障害基礎年金を受給できない場合には、不支給決定通知書が送られます。その際は、再審査請求などができますので、詳しくは、不支給決定通知書をご覧ください。

障害年金は審査において却下と決定されても、障がいの状態が悪化した場合は、65歳到達前日まで再度請求することができます。

10 年金の振込は

「年金証書」が届いてからしばらくすると、「年金振込通知書」が届きます。そちらに初回の振込日、振込金額等が記載されておりますので、ご確認ください。

その後は、2月、4月、6月、8月、10月、12月などの偶数月の15日に振り込まれます。15日が祝休日であった場合、その直前の金融機関営業日に振り込まれます。

11 障害基礎年金を受給できるようになると、国民年金保険料は免除されます

障害基礎年金を受給した場合でも、20歳から60歳の間は、国民年金や厚生年金保険の公的年金に加入することになりますが、障害基礎年金を受給できるようになると、国民年金保険料を支払わなくてもよい「法定免除」の申請をすることができます。通常は、障害基礎年金を請求する手続きの際に「法定免除」の手続きをしていただきます。

なお、希望があれば、申し出により、国民年金保険料を支払うこともできます（詳細は[12]をご覧ください）。

12 国民年金保険料を申し出により支払うケースはどのような場合か？

障害基礎年金を受給しその障がいの状態が変わらない場合、生涯にわたって、障害基礎年金を受け取ることができます。しかし、新薬の開発などの医療技術の発展などにより、障がいの状態がよくなり、障害基礎年金をもらえなくなった場合は、65歳から受け取る老齢基礎年金について考える必要があります。

その際に、[11]に記載した法定免除で、国民年金保険料が免除された方は、通常に支払った方に比べると、65歳から受け取る老齢基礎年金は減額されてしまいます（例えば、通常に保険料を支払った場合では、約85万円老齢基礎年金を受給できるのに対し、20歳から60歳まで40年間法定免除を受けると、最大で約42万円受給できることとなります）。

そこで、障害基礎年金を受給できるようになると、法定免除の申請をするか、申し出により、国民年金保険料を支払う選択ができます。さらに、法定免除を選択した方でも、免除された保険料を後から支払う「追納」という制度があります。法定免除を受けた期間は、10年以内（令和8年4月分は令和18年4月まで）であれば、あとから保険料を納めること（追納）で、将来受け取る金額を増やすことができますので、障害基礎年金を受給してから10年の間に支払いを検討することもできます。

13 障害基礎年金の更新手続き

障がいの状態により2年～5年後のお誕生日月の3か月前になりますと、日本年金機構から診断書が送られてきますので、医療機関を受診した上で、お誕生日月の末日までに診断書を日本年金機構の障害年金センターへご提出ください。

（永久認定の方を除く）

- ※ 手続きが遅れますと年金が止まってしまうことがあります。
- ※ 診断書の内容を審査されて、障害基礎年金の等級が変更になったり、止まったりすることがあります。結果は後日、日本年金機構より通知が送られますのでご確認ください。

14 障害基礎年金受給中に、多くの収入があった場合

【初診日が20歳前の方】

障害基礎年金を受ける上で、所得の制限があります。※所得には障害基礎年金額は含まれません。

前年の所得が3,761,000円を超える場合、障害基礎年金の半額が止まります。

前年の所得が4,794,000円を超える場合、障害基礎年金の全額が止まります。

前年の所得ですので、次の年に所得が少なくなった場合は、通常通り障害基礎年金が支払われます。

なお、扶養親族がいる場合は、基準額が380,000円上がります。

【初診日が20歳より後の方】

障害基礎年金を受ける上で所得の制限はありませんので、障害基礎年金受給中に給料等の収入があっても、年金額はそのままです。

15 65歳になったら

障害基礎年金と老齢基礎年金を両方受給することはできません。そのため、65歳になったら障害基礎年金をもらうか、老齢基礎年金をもらうか選択することになります。

なお、厚生年金保険や共済組合に1年以上加入したことがある場合は、厚生年金保険や共済年金の報酬比例部分を障害基礎年金に上乗せすることができますので、詳細は次へご連絡ください。

○八王子年金事務所：八王子市南新町4-1（電話：042-626-3511）ねんきんダイヤル（電話：03-6700-1165）

○街角の年金相談センター町田：町田市中町1-2-4 日新町田ビル5階（小田急線町田駅徒歩3分）

16 ご不明な点がありましたら

【お問い合わせ先】 町田市役所保険年金課国民年金係

○電話：042-724-2127、042-722-3111

○FAX：050-3101-5154

○住所：〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22

